

第9章 事後調査の計画

第9章 事後調査の計画

9.1 事後調査を行うこととした理由

事業者自らが工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用に係る環境の状況等について調査を実施し、予測・評価結果の検証を行うとともに、対象事業の実施に伴い大きな影響が生じている場合には、新たな環境保全のための措置を適切に講じることにより、環境への影響の低減を図り、適正な事業実施に資することを目的として事後調査を行う。

9.2 事後調査を行う項目、手法、地域、期間及びその選定理由

事後調査を実施する項目は、事業特性、関係地域の概況、環境影響評価の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を勘案し、予測の不確実性の高い項目として、表9-1に示す項目とする。

また、調査手法等は、表9-2(1)～(3)に示すとおりとする。

表9-1 事後調査を実施する項目

| 項目 | 区分 | 事後調査の選定理由 |
|------|----------------|--|
| 風害 | 土地又は工作物の存在及び供用 | 計画建築物の建設後、一部の地点で風環境が悪化すると予測されることから、計画建築物の形状等の防風対策により影響を最小限に抑える計画である。これらの対策による風環境への影響の低減を確認するため、風観測を実施する。 |
| 水質 | 工事の実施 | 掘削工事等における排水は、事業区域内に設置する仮沈砂槽等にて処理した後、下水道又は創成川に排水する計画であり、類似事例実績によると排水基準を下回ると考えられるが、これらを確認するため処理後の水質を測定する。 |
| 地盤沈下 | 工事の実施 | 掘削工事中は、揚水期間や揚水量を適切に設定することにより、周辺への影響を最小限に抑える計画であり、これらを確認するため施工管理用観測井によって地下水位を観測する。 |

表9-2(1) 風害に係る事後調査内容

| | |
|------|---|
| 調査項目 | 風向、風速 |
| 調査時期 | 供用開始後 |
| 調査期間 | 1年間 |
| 調査地点 | 事業区域内2地点（事業区域西1地区南東付近、西2地区南西付近） |
| 調査方法 | 「気象観測の手引き」（平成10年9月 気象庁）等に基づき、風向・風速の連続自動測定の方法に準拠して現地測定を行う。 |

表9-2(2) 水質に係る事後調査内容

| | |
|------|---|
| 調査項目 | 浮遊物質（SS）等 |
| 調査時期 | 工事中の排水を行う時期 |
| 調査期間 | 適時 |
| 調査地点 | 事業区域内（仮沈砂槽等の処理施設からの排水） |
| 調査方法 | 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月 環境庁告示第59号）等に定める方法に準拠して現地測定を行う。 |

表9-2(3) 地盤沈下に係る事後調査内容

| | |
|------|--------------------------------|
| 調査項目 | 地下水位 |
| 調査時期 | 掘削工事中 |
| 調査期間 | 山留工事の1ヶ月前から地下躯体工事完了の3ヶ月後までの期間 |
| 調査地点 | 事業区域内 |
| 調査方法 | 施工管理用観測井に自記式地下水位計を設置し、連続観測を行う。 |

9.3 事後調査報告書を作成する時期

事後調査の結果については、調査の項目ごとにその結果を速やかにまとめ、札幌市長に提出する。